

引取業、フロン回収業者の登録の更新について (自動車リサイクル関係)

使用済自動車の「引取業者」と「フロン類回収業者」については、平成17年1月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が施行されたことに伴い、同法律に基づく県知事の登録が必要となりました。

登録については、5年ごとにその更新を受けなければ登録期間(5年)の経過により失効することとなりますので、引き続き登録を継続するためには、登録期間満了日(登録日から5年目に当たる日の前日)までに、下記により登録の更新を行って下さい。

各事業者の登録年月日は、下記の山梨県環境整備課ホームページにある自動車リサイクル・事業者名簿から確認出来ます。

「引取業者」

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kankyo-sb/images/89841928731.pdf>

「フロン類回収業者」

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kankyo-sb/images/83764768827.pdf>

1. 引取業者

【必要書類】

- ① 申請書
② 誓約書

振興会指導・教育部門窓口にあります。また振興会ホームページの会員ページからもダウンロードできます。

- ③ 住民票(個人)または登記簿謄本(法人) [発行日より3ヶ月以内]

- ④ 整備士合格証書の写し

- ⑤ 更新手数料3,000円(山梨県収入印紙代)

2. フロン類回収業者

【必要書類】

- ① 申請書
② 誓約書

振興会指導・教育部門窓口にあります。また振興会ホームページの会員ページからもダウンロードできます。

- ③ 住民票(個人)または登記簿謄本(法人) [発行日より3ヶ月以内]

- ④ 整備士の合格証書の写し

- ⑤ 更新手数料3,000円(山梨県収入印紙代)

- ⑥ フロン回収設備の所有権を有することを証する書面

所有している場合: 購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のいずれかの写し

所有していない場合: 借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のいずれかの写し

- ⑦ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を証明する書類

取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

3. 受付期間及び提出先(一括申請受付)

【振興会】

受付期間 平成19年7月2日(月)～7月31日(火)

提出先 指導教育部門

受付期間以外の登録はそれぞれ該当管轄の県林務環境事務所にご提出下さい。

【県林務環境事務所】

登録の有効期限の2ヶ月前から更新申請を受付

申請受付窓口

林務環境事務所	住所・電話番号	管轄する地域
中北林務環境事務所	〒407-0024 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階 TEL 0551-23-3090	甲府市、韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市及び 昭和町
峡東林務環境事務所	〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階 TEL 0553-20-2739	山梨市、笛吹市及び甲州市
峡南林務環境事務所	〒409-3606 市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階 TEL 055-240-4141	市川三郷町、増穂町、鰍沢町、 早川町、身延町及び南部町
富士・東部 林務環境事務所	〒402-0054 都留市田原三丁目3-3 南都留合同庁舎2階 TEL 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、忍 野村、山中湖村、鳴沢村、富士 河口湖町、小菅村及び丹波山村

注 意

※ 変更事項（個人から法人（※）、事業主の変更、事業所の移転）がある場合は、
事前に変更届を提出する必要がありますので、振興会までお問い合わせ下さい。

（※）個人から法人へ事業者を変更した場合、法人として新規の登録が必要となります。また登録完了後、自動車リサイクルセンターへの登録も新規に行う必要があります。

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について

大都市地域では、二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域があるなど厳しい状況にあり、特に、ディーゼル車については、大気汚染への影響度が大きいことから、環境基準達成とその維持に向けて、ディーゼル車の排気ガス対策の一層の推進が求められています。

このような中にあって、重油を軽油に混和した不正軽油を燃料として使用することによる黒煙等の有害物質の増加が懸念されており、不正軽油の使用防止が求められています。

また、自動車の地球温暖化対策を推進するためには、自動車の燃費性能の向上に加え、駐

停車時のアイドリングストップ、急発進や急加速の防止、交通の状況に応じた安全な定速走行といった、いわゆるエコドライブを普及していくことが不可欠であります。

このようなことから国土交通省では、標記キャンペーンを昨年度と同様に、6月の「不正改造車を排除する運動」及び秋に予定している「自動車点検整備推進運動」期間中の10月を重点実施期間として、街頭検査、整備事業者による入庫車両の点検、運送事業者による自主点検、通報制度の活用等を実施するとし、協力依頼がありました。

つきましては、本キャンペーンを成果あるものとするため、ご協力くださるようお願いします。

記

1. 重点実施期間

- (1) 「不正改造車を排除する運動」と同時期の平成19年6月1日から6月30日までの1ヶ月間
- (2) 「自動車点検整備推進運動（秋季実施予定）」の平成19年10月1日から10月31日までの1ヶ月間

2. 実施内容

- (1) チラシをユーザーの目につきやすい箇所に掲出する。
- (2) 黒煙濃度チャートによる目視点検

ディーゼル黒煙濃度を簡易的に点検できるチャートを使用して黒煙濃度の点検を行う。

(3) 入庫車両の点検の実施

ディーゼル車が入庫した際にユーザーにエアクリーナーが汚れたり、詰まつたりしていると黒煙発生の原因となることや定期点検の必要性を説明するとともに、ユーザーの理解を得ながら次の事項を実施する。

【6月に実施する事項】

不正改造車の排除観点から

- ・燃料噴射ポンプの封印のチェックを行う。(電子制御式ガバナ付きの燃料噴射ポンプは除く)

【10月に実施する事項】

点検整備推進の観点から点検整備を実施すると黒煙が低減することを確認するため

- ・黒煙測定器を使用して点検前と点検後の黒煙濃度を測定する。
- ・エアクリーナーの清掃または交換の必要性のチェックを行う。

(JASPA P16参照)

指定自動車整備事業新規取得説明会開催のお知らせ

国土交通省は、指定自動車整備事業の指定に関する基準（工員数要件）の緩和が平成19年4月1日に改正されました。

この通達改正により、指定に係る基準のうち工員数要件について「5人以上」から「4人以上」へと緩和されました。（但し、車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を取り扱う工場を除く）

そこで指定自動車整備事業の取得を予定している認証事業者を対象に、標記説明会を下記のとおり開催しますので、参加を希望する事業者は巻末の参加申込書に必要事項を記入のうえ、FAX等でお申し込み下さい。

記

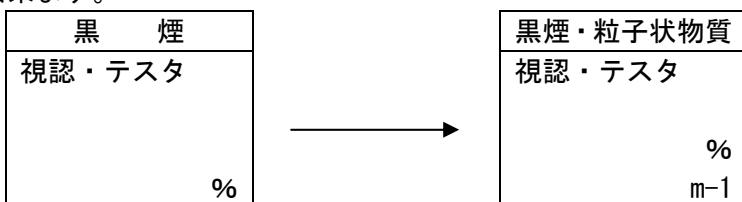
- ◇開催日時 平成19年7月11日（水）14：00～
- ◇開催場所 (社)山梨県自動車整備振興会
- ◇説明内容
- ・指定自動車整備事業について
 - ・指定整備と認証の違い
 - ・指定取得のための要件
 - ・指定を取得するまでのスケジュール
 - ・検査設備の共同使用の要件
- ◇参加費 無料
- ◇申込期限 平成19年6月29日（金）まで
- ◇申込先 指導・教育部門
- ◇その他 お問い合わせは 指導・教育部門（山下・飯島）まで

オパシメーターを使用したPM検査の導入について

（平成19年5月17日関係省令改正）

○指定自動車整備事業規則の一部改正

- ・検査の設備の基準が改正され、指定自動車整備事業者は黒煙測定器又はオパシメーターのいずれかを備えることが規定されました。
 - ・検査等の基準が改正され、自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度については、オパシメーターを用いて検査することが規定されました。
- なお、検査方法を定める「保安基準の細目を定める告示」は7月31日までに改正されます。
- ・オパシメーターを使用したPM検査結果を記載するため、指定整備記録簿の様式が一部改正されました。
- ただし、オパシメーターによるPM検査をする場合を除き、当分の間は現行の様式を使用することができます。



○平成19年9月以降の新型車は、オパシメーターにより型式認証審査を受けます。
(輸入車については、平成20年8月よりオパシメーターにより型式認証審査)

○オパシメーターによる新型車は、原則、オパシメーターにより検査を行います。

（猶予期間として平成22年9月までの間、オパシメーターによる新型車も黒煙測定器による判定が可。但し、平成22年10月以降は、オパシメーターを備えていなければ、新型車の検査を行うことができなくなります。）

○黒煙測定器による新型車は、これまでどおり黒煙測定器により検査を行います。
(黒煙認定車は、オパシメーターによるスクリーニング検査を行うことができます。オパシメー

ターで測定した光吸収係数が、次の表の値以下の場合には、合格判定をすることができます。)

基準値 (黒煙による汚染度)	スクリーニング値 (光吸収係数)
50%	2.76m ⁻¹
40%	1.62m ⁻¹
25%	0.80m ⁻¹

「基準緩和自動車の認定要領について」の一部改正について

(平成19年5月22日改正)

◎改正の概要

基準緩和の認定を申請することができる自動車の追加

長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する基準緩和自動車(幅が3.0メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限る。)を運行するための通行条件として付した当該基準緩和自動車の前後を誘導するための自動車については、近年の一般車両の通行量の増加により、長大又は超重量物を運送する基準緩和自動車の通行に関して、他の車両への注意喚起の必要性が高くなっているため、誘導中のみに使用する緑色の点滅する灯火1個を備え付けられるよう改正されました。

未認証行為の調査・確認・指導のための情報収集のお願い

5月号の会報に掲載しましたが、未認証行為の調査・確認・指導を重点的に行う強化月間として、平成19年度は7月に実施することとしております。

未認証行為に関する情報がありましたら、**巻末の情報提供用紙**により各支部長経由にて振興会にご連絡下さいようお願いします。

街頭検査結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。
なお、検査結果は次のとおりです。

日 時	実施場所	参 加 者	摘 要
5月15日(火) 13:30~16:00	日下部警察署 塩山分庁舎構内	運輸支局 6名 独立行政法人 2名 軽検協 1名 塩山支部 5名 振興会 2名	総検査車両数 138台 不良車両数 12台 内整備命令 2台 口頭警告 10台 車検切れ 1台

塩山支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

点検整備啓発活動について

「春の全国交通安全運動」の一環として点検整備啓発活動が下記のとおり行われました。チラシ等の配布を行い自動車ユーザーに点検・整備の必要性を訴えました。

日 時	実施場所	参 加 者
5月17日(木) 14:30~15:30	中央自動車道 談合坂サービスエリア (上り線)	運輸支局 4名 上野原支部 5名 振興会 2名

上野原支部の皆様、ご協力ありがとうございました。